

高校生諸君へ

今月は頂いた質問、「君側の奸」と「統帥権干犯」に関して考察します。「君側の奸」は張作霖事件から説明します。二つの質問は密接に関連し、今日的意義があります。ぎりぎりの掲載となりましたが、丁度、天声人語が関連記事となりましたので全文掲載します。

(天声人語) 安保関連法きょう施行

2016年3月29日05時00分

『この国のかたち』で司馬遼太郎さんが述べている。〈明治の夏目漱石が、もし昭和初年から敗戦までの“日本”に出遭（であ）うことがあれば、相手の形相（ぎょうそう）のあまりのちがいに人違いするにちがいない〉

▼戦争へ傾斜していく昭和の日本は、明治人の知らぬ猛々（たけだけ）しい顔に変貌（へんぼう）していた。そんな意味であろう。単純になぞらえる気はないが、戦後の平和憲法下で非戦の時代を生きた世代は、この先、顔つきの異なる日本と相まみえるのかもしれない

▼国のかたちが、きょうから変質する。集団的自衛権の行使を認める安保関連法が施行された。反対の声が国会を囲む中で成立して半年、地球規模での自衛隊の海外派遣と、他国軍の支援が可能になる▼大半の専門家はこの法案を違憲と見た。しかし安倍首相は、「夏までに成就する」とした昨春の米議会での約束を優先する。疑義も不安も押し切って数の力で可決した。もたらされたのは、自衛隊と米軍との、これまでにない「一体化」である

▼だから成立後も、安保法の廃止を求める声は消えない。違憲訴訟も各地で準備されている。元防衛官僚でこの法に反対の立場の柳沢協二氏は

かつて、法案は通ったとしても、現実に自衛隊が外国に行って最初の一発を撃つまで、時間はあると述べていた

▼夏の参院選の結果次第では、憲法改変が動き出す可能性も取りざたされている。国のかたちを大きく変えるかもしれない大事な岐路となるだろう。どう向き合うかは、むろん政治家だけの話ではない。

今月は「高校生諸君」から寄せられた質問に答えるために苦闘しました。上記の天声人語の赤字部分に関連する質問です。

軍が政治主導権を握っていく、目に見えない下地を作っていく過程と言える明治憲法の解釈の仕方をめぐる二つの事柄について記します。

1、張作霖事件が天皇に及ぼした影響

張作霖事件については既に記述済みですが天皇に及ぼした影響について考察します。

1905年から日本が満州経営に乗り出した折りに、その足がかりとして中国東北部の大軍閥である張作霖と組み、互いに利用しあった蜜月関係の間に、張作霖は日本から得ていた援助で軍事力を強化し北京にまで進攻し大元帥と自称するようになり、次第に日本の言うがままにはならなくなっていきました。日本側は満州での経営権を優位に保つためにそのようになった張作霖の存在が邪魔になってきたのでいずれはXXXにしようという計画が秘密裏に話し合われていたようです。

事件は1928年（昭和3年）6月4日、蒋介石軍に敗れて北京から奉天に逃げ戻る途中の列車が爆破されて死亡、関東軍は関与を否定していました。ところが、調べていく過程で次第に真相が分かり、関東軍のみならず陸軍大臣、鉄道大臣が関与していることが明らかになってきたにもかかわらず、陸軍は真相を天皇に報告することをしたくなかった。

(1)天皇と田中義一総理大臣との会談

元老の西園寺公望が気づき内閣総理大臣田中義一（元陸軍大臣）を呼びつけ「世界的には公にできないが、国内では政府として、しっかり調べ、

もし犯人が日本人であるということになれば厳罰に処せねばならない」と申し渡した。調べようとする陸軍側が田中義一首相に「あなたも元陸軍大臣でしょう。――」と言われ、どのように天皇に報告すべきか躊躇します。（陸軍の絆の強さに注目――筆者）
西園寺から本当のことを報告するようにせかされ

①1928年12月24日第1回目の天皇との会談（事件から半年以上経過）
「この事件は世界的にも大問題ですので、陸軍としては十分に調査し、もし陸軍の手がのびているということになれば厳罰に処するつもりでございます」と報告をした。

事件の真相は概略下記の通りでした。

首謀者は関東軍参謀の河本大作大佐、彼が何人かの中国人に機密費を渡し、極貧のアヘン中毒患者二人が列車を爆破したように装うという工作を依頼した。この二人は現場に呼び寄せられて列車が爆破された後に日本軍によって銃殺された。実行犯は日本人工藤鉄三郎と安達隆成と推察される。この二人は陸軍大臣が調達した3000円を逃亡費して受取り姿を隠した。この事件は関東軍だけでなく陸軍大臣を含む陸軍の計画的爆殺であった。

田中首相は現役陸軍幹部から真相を語ることを牽制されていたので報告を引き延ばしていましたが、天皇の側近（重鎮）に早く真相を知らせるように度々命じられる。

②1929年5月6日、第2回目の天皇との会談（第一回会談から半年経過）
田中首相の報告「実は陸軍がやったのではありません。陸軍とは一切関係のない話しです。仮に陸軍に責任が生じるとしても、張作霖を警備する義務を怠ったほんの軽い行政処分です。済ませたい」

天皇は半年近くも報告せず挙げ句の果てに「一切関係ない」と聞いて天皇は激怒します。（真相は重鎮から伝わっていたと考えられる）

「田中は再び私の処にやって来て、この問題はうやむやの中に葬りたいという事であった。それでは前言と甚だ相違した事になるから、私は田

中に対し、それでは前の話が違うではないか、辞表を出してはどうかと強い語気で云った」（独白録からの引用）

田中首相の矛盾した発言をどのように処理すべきか、天皇側近の重臣3人、元老の西園寺公望、内大臣の牧野伸顕、侍従長の鈴木貫太郎が相談し再度、天皇から田中に「辞職せよ」と言っていたとということになった。

この重臣たちの動きを察知した陸軍は徒党を組んで「なんとかうやむやにごまかそう」と策動を始めたり、首謀者の河本大作大佐は軍法会議を開いて尋問されれば日本の謀略を全部曝露する等言い出し、益々田中首相（陸軍の長老）は混乱するばかりで行動できない。

③1929年6月27日、第3回目の天皇との会談

田中義一首相は「責任をはっきりさせよ。辞めたらどうか」と天皇からの勧告を受けたが、それを知らなかったのか、翌28日、陸軍大臣白川義則が天皇に「行政処分」という報告をしたので、天皇は再び田中首相を呼びつけ「一体どういうことなのか。これで済むと思うのか。お前は辞めるよう」とはっきり告げられたという。田中は逃げるように辞去し7月2日総辞職となった。田中義一はこの時のショックが心臓に響いて間もなく死亡した。（自決説もある）

事件は「満州某重大事件」と称され表面的には落着するのですが、陸軍は田中首相を追い詰めたのは「宮中の陰謀であり彼らがろくな事しか天皇に進言しないから、とんでもないことになる」と考えた。重臣達を敵と想定して恨み始め「君側の奸」と呼ぶようになり、後の1936年2・26事件に繋がっていく。（恨みの根は7年間も温存し育てられていく、なんと恐ろしいことか！筆者）

(2) 「沈黙の天皇」

この言葉は「昭和史」（平凡社刊）の著者・半藤一利 p50 から引用

天皇が直接田中義一首相に「辞職せよ」と云ったことは天皇の述懐があり事実ですが、「辞職をハッキリ」言い渡すように助言したのは西園寺

公望です。ところが西園寺公望は陸軍強硬派から強力な圧力をかけられ「そんなことを言ったら大変な事になる」と狼狽し前言を撤回します。これを聞いて内大臣の牧野伸顕が「あまりの意外に茫然自失、驚愕を禁ずるにあたわず」とその豹変ぶりを日記にしたためています。この豹変は天皇には伝わっていませんので、その日は6月27日とされます。従って28日の天皇の発言は食い止めることが出来なかった訳です。

田中義一の辞職後に元老の西園寺公望は「立憲君主制においては国務と総帥の各最上位者が完全な意見の一致をもって上奏してきた事は、仮に君主自身、内心においては不賛成なりとも、君主はこれに裁可を与うるを憲法の常道なりと確信する」「今後は余計なことを言ってはなりません。それは憲法違反になりますから」と天皇に助言をしたとのことです。（コロコロ変わる報告や忠告に天皇が翻弄されていたようです）

これに対する天皇の発言

「この事件あって以来、私は内閣の上奏する所のものはたとえ自分が反対の意見を持っていても裁可を与える事に決心した」と言われ、その後、昭和天皇は内閣や軍部が一致して決めたことにノーを言わない、余計なことを発言しないという立場を守り抜いたといわれます。

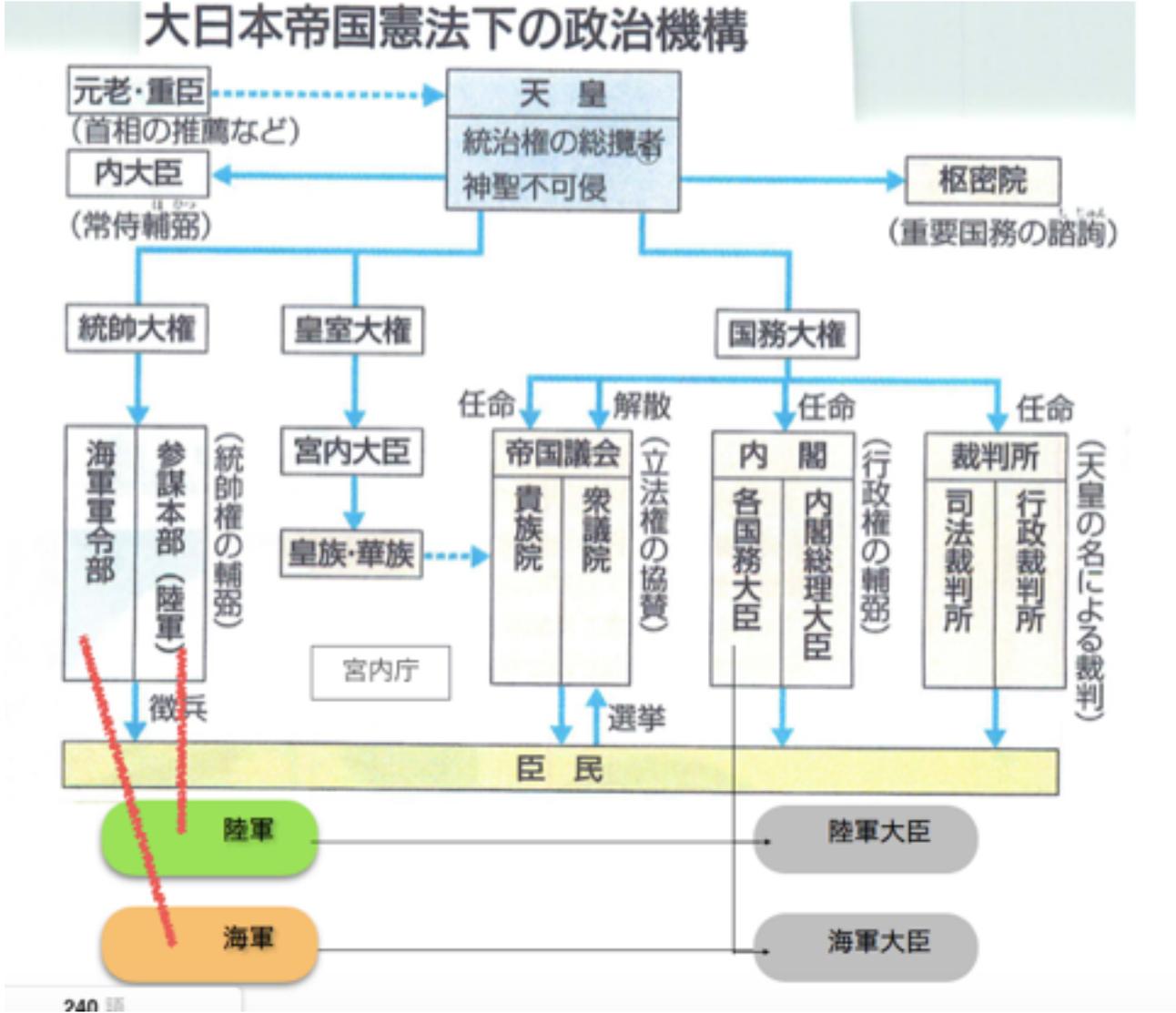
神聖にして侵すべからずとは責任をとらない又はとれないシステムであることが明らかになっています。

裁可された決定事項は詔勅、詔書等の形で発表され絶対の権限で国民を統治します。国民には上奏一輔弼一裁可の仕組みや経過は分かりません。ただひたすら天皇の命令として受けとめ実行する臣民であり続けたのです。

余談になりますが西園寺公望のこの豹変によってか？2・26事件の標的にはなっていません。

(3) 「君側の奸」の対象となる天皇の側近

明治憲法下の政治機構を図示します。次の統帥権干犯事件にもこの図は参考になります。これからよく出てくる「君側の奸」の対象者（地位）について説明しておきましょう。（「図説・日本史」東京書籍より加工）



- ①元老——昭和天皇（1901年）は大正天皇の病状悪化によって大正10（1921）皇太子で摂政宮となります。その時の年齢20歳、若い天皇を支え助言するために元老が置かれます。張作霖事件の時は西園寺公望
- ②内大臣——天皇の政治問題の相談役、天皇印の管理者、
当時は牧野伸顕
- ③侍従長——天皇の相談役、海軍大将（中将）経験者になる。
天皇のスケジュール管理、当時は鈴木貫太郎
- ④侍従武官長——天皇の軍事問題の相談役、陸軍大将経験者になる。
参謀総長や軍令部長の拝謁スケジュール管理、
当時は本庄繁陸軍大将、
- ⑤宮内大臣——皇室全般に関することのみ補佐を担う

いずれも憲法外機関です。④が何時出来たのか調べていますが陸軍と海軍のバランス調整と帷幄上奏権と関連すると考えられます（要研究）帷幄（いあく）とは作戦計画をたてる所。本陣、本営のこと

2、統帥権干犯事件

(1)事件の概要

1930年1月21日、ロンドン海軍軍縮会議から芽を出した憲法解釈にかかる事件です。

ロンドン海軍軍縮会議の8年前にはワシントン軍縮会議があり、主力戦艦の保有割合を英米5に対して日本は3で調印されていた。海軍の不満はこのころからありました。

今度は補助戦艦についての軍縮会議

日本海軍（海軍軍令部と海軍省からなる。前図参照）は、この会議の前に以下の方針を決めていました。

①補助艦は対英米7割

②潜水艦は現状の7800トンを保持する。

主席代表は財部彪海軍大臣、全権は元総理大臣若槻礼次郎

ロンドン海軍軍縮会議では重巡洋艦は6割、補助艦は総括総トン数69,75%という交渉結果となった。

3月26日 財部彪海軍大臣は上記内容で調印の方向で訓電を仰いだ。

日本陸軍内で意見が分かれた。

軍令部＝軍隊指揮権＝統帥権を持つ

軍令部長加藤寛治大将、次長末次信正中将の主張

「納得できない、とりわけ重巡洋艦は6割などけしからん」

海軍省＝海軍大臣財部彪はロンドン滞在中、海軍次官山梨勝之進中将、

軍務局堀悌吉少将

調印賛成

3月27日浜口雄幸総理大臣が

「若干の反対意見はあるものの現在の世界の状況や、日本の力を考える
とこれで調印するのが妥当と思う。全権に対し了承の電報を打ちたい旨」
上奏し天皇の決裁を得て、訓電を打った

4月1日 ところが軍令部は猛反対、海軍省は既に打電がすすんでいるとな
だめだが聞き入れられない。

4月2日 加藤軍令部長が自ら天皇陛下のもとに行き「軍令部としては、
今回のロンドン会議決定は反対であると一応申しておきたい」と報告
天皇は海軍は一致していると思っていたので驚いた。

加藤軍令部長のこの行動を知らず、海軍次官山梨勝之進中將は海軍の大
御所である東郷平八郎元帥と最長老の伏見宮博恭王のところに行き「多
少の異論はありますが、この際は全体のこと考え賛成した」と報告した。

4月20日軍令部の使者が海軍省に乗り込んできて「今回のことは同意で
きない。はっきり反対する」と喧嘩をうってきた。

4月21日ロンドンでは訓電に基づき調印がなされた。

(2)何が問題となったのか？

4月23日から第58回帝国議会が開かれ

野党の犬養毅、鳩山一郎らは浜口雄幸内閣を打倒すべく統帥権干犯論を
展開した。

「軍備というものは軍政を扱う海軍省の権限ではない。軍令部の持って
いる権限である。今回の条約は軍令部の意見に反して海軍省が勝手に調
印した」ので統帥権干犯である。（統帥権は軍令部に上奏権がある、上
奏なしに、天皇の裁可なしに勝手に決めた）

統帥とは、軍隊を統率し指揮することで、大日本帝国憲法には
第11条、天皇は陸海軍を統帥する。

(出兵と撤兵の命令、戦略の決定、軍事作戦の立案、指揮命令等の機能——例示は日本史B基準による筆者の考え)

第12条、天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む

(組織と編成などの制度、勤務規則の設定、

人事と職務の決定——例示は日本史B基準による筆者の考え)

となっており第11条を統帥権、第12条を編成権と考えられていた。特に第12条は予算編成にかかわる事として帝国議会の決議を必要とするものであった。

、

第12条は軍政に関する事項で海軍大臣の権限(正確には帷幄上奏権)、第11条は軍令に関する事項で軍令部の権限(正確には帷幄上奏権)と慣習的に決められていたようである。

軍縮は陸海軍の編制及び常備兵に関する事、即ち第12条関連であるので、海軍大臣(陸軍大臣)の権限であるから、ロンドン海軍軍縮会議には全権として海軍大臣が出席している。確かに事前の打ち合わせた条件をクリアする内容ではなかったが手続きを経て、浜口雄幸内閣総理大臣が天皇に上奏し、裁可を得て批准した。(批准権は天皇にある)

(3)それで、どうなったのか？

統帥権干犯の理論を提唱したのは北一輝と言われている。

彼の思想に影響を受けた海軍の大御所である東郷平八郎元帥と最長老の伏見宮博恭王もにわかに批准に対して怒りをあらわにして「統帥権干犯は許しがたい。海軍省にこんなことを許せば将来の日本の軍備が危うくなる。軍備は実際の指揮権をもっている軍令部のものであって、海軍省などという事務官が持つべきものではない」との考えが優勢になった。

第11条と第12条を統帥権と考える理論構成である。軍隊に関する事は全て統帥権に関連する、即ち軍令部(陸軍の場合は参謀本部)に権限を集中することを狙ったものと考えられる。

かくして、軍に関することは全て統帥権（第11条天皇は陸海軍を統帥する）に関するものとなり首相であっても口出しすれば統帥権干犯になるという考えがこの時確立した。実質は軍令部（陸軍の場合は参謀本部）の権限が肥大化し軍部の力が政治の力（議会の力）を無視できる状況となった。

(4)憲法の拡大解釈は常道手段か？

この問題を理解するには大日本帝国憲法下の政治組織を学んでおかねばならないので図示（前掲）した。

「日本史B」基準で説明を補足する。（かなりの仮説と私見がある）
大日本帝国は万世一系の天皇がこれを統治する（第1条）天皇は神聖にして侵すべからずであるから天皇は罪を犯さない、罪を犯させてはならない。神聖なる天皇は国の元首であって統治権全体を束ねて、この憲法に従って統治権を行使する。曲がりなりにも立憲制を歌い上げている。第11条天皇は陸海軍を統帥する。第12条天皇は陸海軍の編制及び常備兵額を定む。然し実際に天皇が直接決めるのではなく

「第55条、国務各大臣は天皇を輔弼しその責に任ず」ということで天皇は輔弼によって裁可するが、責任は各国務大臣にある。以上は憲法に定められた国務大権に関することである。

統帥権は国務大権には含まれないと考えられ陸軍大臣や海軍大臣という国務大臣の輔弼では上奏できなかつた。

そこで統帥権を輔弼する機関が必要ということで参謀本部を作った（機関を作って地位と官職を狙うのが官僚の常道）参謀本部一つだと陸軍と海軍の地位争位になるので海軍は軍令部と称して統帥権の輔弼機関となった。そして輔弼と言わず輔翼という言葉まで作って海軍省・海軍大臣との格差を明確にした。この機関は憲法の規定にはない。天皇に罪を犯させないために輔弼という手段がとられ、輔弼を上奏する組織があり、内大臣や後には侍従武官を作って拝謁ルートを簡素化して、天皇を軍の近くに引き寄せ容易に裁可を取り付けた。

統帥にかかるとくに「帷幄上奏」といって重鎮を通さず天皇に直接裁可を求めることができる権限が参謀本部と軍令部にあったが後に拡大されて陸軍大臣・海軍大臣もその権限を持つようになり軍主導の政治

体制が強化されていった。上奏するのは輔弼・補翼機関であるがその内容を裁可するのは天皇で「裁可」されるときは詔勅・詔書となり神聖な天皇の命令になるから、誰も反対をすることができない。このシステムが敗戦まで国民を支配した。詳しくは次号から考察する。

あとがき

二つの質問に答えるために苦闘したのは難しい言葉でした。

戦前の人々の教育水準は非常に高かったと思いました。

「輔弼」（ほひつ）の意味は簡単には天皇をたすけることですが、広辞苑から「明治憲法の観念で、天皇の行為としてなされ、或いはなされざるべきことについて進言し、採納を奏請し、その全責任を負うこと」もう一度辞書を引いて、採納—とりいれること。奏請—奏上して裁可を請うこと。GHQは英訳ができず、英文にも「HOHITHU」としていません。

輔翼（ほよく）たすけること。

帷幄上奏（いあくじょうそう）広辞苑から

「明治憲法下、一般の国務外におかれた軍の指揮・統帥に関する事項について、統帥機関たる参謀総長（陸軍）軍令部総長（海軍）が閣議を経ずに直接天皇に上奏すること」

更に難しいのは憲法の解釈で、専門的すぎるのか、隙間がありすぎるのかわかりません。「—の—のように考えられていました」という解説が多くすっきりせず私見を述べました。

憲法の解釈は時代の力関係で変更されるということが学べる問いでした。

参考文献

「昭和史・1926-1945」半藤一利著・平凡社刊

「図説・日本史」東京書籍、1997年版

「太平洋戦争の記憶」エリック・デュシュマン編集、

アシエット・コレクション・ジャパン株式会社